

付)・資格証明書の「写し」(有資格者のみ)を、〒188-8666市役所児童青少年課へ郵送・メールまたは持参(田無第二庁舎2階) ※詳細は登録案内へ  
 ▶児童青少年課 ☎042-460-9843  
 ✉jidou@city.nishitokyo.lg.jp

### 保育園調理・用務業務委託事業者

市立なかまち保育園の調理・用務業務  
選定方法 企画提案競技(プロポーザル方式)  
募集要領 市HPで公表  
 ☎6月2日(月)~30日(月)正午(必着)に、必要書類を幼児教育・保育課(田無第二庁舎2階)へ郵送または持参 ※詳細は市HPへ  
 ▶幼児教育・保育課 ☎042-452-6777

### 市立保育園登降園管理システム更改・保守業務委託事業者

選定方法 企画提案競技(プロポーザル方式)  
募集要領 市HPで公表  
 ☎6月2日(月)~30日(月)に、必要書類を幼児教育・保育課(田無第二庁舎2階)へ郵送または持参 ※詳細は市HPへ  
 ▶幼児教育・保育課 ☎042-452-6777

### etc その他

#### 寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。お名前などの公表を承諾いただいた方のみ掲載しています。  
 \*鈴木一行様(金員)  
 ▶秘書広報課 ☎042-460-9803

## 国勢調査2025調査員

10月に実施される国勢調査の調査員を募集します。指定期間内に、自分で調査時間を決めて働くことができます。

- 活動期間 8月下旬~10月下旬
- 仕事内容 担当地域の世帯に調査書類を配布し、記入後にそれを回収・整理します。調査員説明会への出席、調査票の配布・回収・点検・整理、調査関係書類の市への提出など
- 報酬 ●1調査区当たり5万円前後 ●1調査区はおおむね50~70世帯で、複数調査区を受け持つことも可

☎窓口・申込フォームまたは郵送で〒188-8666市役所総務課へ  
 ▶総務課 ☎042-460-9810

申込フォーム



## 身近な場所のグリーンインフラを進めてみませんか

ご自宅の古くなったブロック塀を、防火・防災や環境美化のために花壇や生垣にしませんか? ブロック塀がない場合も、道路に面していると補助の対象になります。補助要件に該当しているか、必ず事前にご相談ください。  
生垣や花壇の設置  
 ●ブロック塀の撤去および花壇や生垣の設置: 1万6,000円/1m  
 ●花壇や生垣設置のみ: 5,000円/1m

フェンスに多年生つる性植物の植え付け  
 ●ブロック塀の撤去およびフェンスの新設と同時に多年生つる性植物の植え付け: 1万3,000円/1m  
 ●フェンスの新設および多年生つる性植物の植え付け: 7,000円/1m  
 ●フェンスに多年生つる性植物の植え付けのみ: 2,000円/1m  
 ※どちらも3m以上20m以下が対象です。  
 ▶みどり公園課 ☎042-438-4045

市HP

## みんなの伝言板

※特に記載のないものは、**無料**です。  
 ※内容についてのお問い合わせは、各サークルへお願いします。

「みんなの伝言板」(サークル紹介)は、個人情報が含まれているため、削除してあります。



## 住まいの防犯対策補助

受付期間 **6/10(火) ▶ 令和8年3/31(火)**

※受付期間に限らず、予算が上限に達した時点で申請の受付を終了します。

皆さんが安全安心に暮らせるために、防犯対策として購入した防犯設備費用の一部の補助を行います。

- 補助対象品目(品目を合算した申請も可)
  - 防犯カメラ ●録画機能付きドアホン ●センサーライト
  - センサーアラーム ●防犯フィルム ●防犯ガラス ●防犯性の高い錠
  - 補助錠 ●面格子 ●防犯砂利 ※4月1日以降購入分を対象
- 補助金の額
  - 令和7年度に設置した対象経費の2分の1(限度額4万円)
  - ※共同住宅の所有者として対象品目を設置する場合は限度額25万円
- 申請手続の流れ
  - 個人の方と共同住宅の所有者の方で申請手続の流れが異なります。
  - ☑在住の個人の方・市内に共同住宅を所有している方 ☎6月10日(火)以降に、窓口・郵送・インターネットで必要書類を危機管理課(防災・保谷保健福祉総合センター5階)、イングビル(6月16日(月)~7月10日(木))へ
- 必要書類
  - 申請者本人確認書類の写し、防犯設備を購入・設置したことが分かる領収書(写し可)、工事や購入物の内容が記載されたもの、防犯設備設置後の写真、振込先口座情報の確認書類、【賃貸住宅在住の方のみ】同意書、【住民登録と現住居が異なる方のみ】現に居住していることが分かる書類
  - ※所有者による賃貸住宅への設置については、市の審査・交付決定の後、購入・設置する必要があります。
  - ※詳細は市HPへ
  - ▶危機管理課 ☎042-438-4005



市HP

## 無料市民相談

### 一般市民相談

場所	日時
市民相談室(田無庁舎2階)	平日 午前8時30分~午後5時

### 専門相談(申込制) ※1枠30分 ※相談は電話または対面

専門相談は、広く市民の皆さんにご利用いただくためのもので、日常の問題や手続などについて専門家が一緒に解決の糸口を探すものです。

- 申込開始 **6月4日(水)午前8時30分**(★印は、5月19日から受付中)
- 申込方法 市民相談室(田無庁舎2階)へ直接または電話
- ※同一案件の相談は1人1回までです。ただし、交通事故相談はおおむね3回までです。※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。
- ☎市民相談室 ☎042-460-9805

内容	相談員	日時
法律相談	弁護士	6月19日(木)・25日(水)・26日(木)午前9時~正午
		6月17日(火)・18日(水)・27日(金)午後1時30分~4時30分
交通事故相談	弁護士	★6月5日(木) 午後1時30分~4時
		6月24日(火) 午前9時30分~正午
税務相談	税理士	6月20日(金)・24日(火) 午後1時30分~4時30分
不動産相談	宅地建物取引士	★6月12日(木) 午後1時30分~4時30分
		6月27日(金) 午前9時~正午
登記相談	司法書士	★6月19日(木) 午後1時30分~4時30分
表示登記相談	土地家屋調査士	★6月19日(木) 午後1時30分~4時30分
年金・労災・雇用保険 人事一般相談	社会保険労務士	★6月11日(水) 午後1時30分~4時30分
行政相談	行政相談委員	※6月15日号でお知らせします。
相続・遺言・成年後見等 手続相談	行政書士	6月25日(水) 午後1時30分~4時30分

## 6月の人権・身の上相談のご案内

**6/12(木)・25(水)** ●午前9時~正午 ●午後1時~4時

場 田無庁舎2階 ☎6月2日(月)から、電話で下記へ

人権侵害、偏見や差別、近所付き合いでの悩みごとなど人権擁護委員が市民の皆さんの相談をお受けします。  
 ▶協働コミュニティ課 ☎042-420-2821